

## 防犯カメラの設置に伴う土地使用同意書

年　　月　　日

様

住所

氏名

印

私所有の下記の土地に、\_\_\_\_\_区が掲示する次の条件により防犯カメラ専用柱を用いて防犯カメラを設置することを同意します。

記

土地の所在地

条件

1. 土地使用料は、無料とする。
2. 上記の土地の所有権を他に譲渡するときは、その譲受人に対し  
この同意内容を継承すること。

## \_\_\_\_\_区防犯カメラ管理運用規定

### 1 趣旨

この規定は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的のため、\_\_\_\_\_区が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置目的

防犯カメラは、\_\_\_\_\_区における犯罪抑止や早期解決のために設置するものとする。

### 3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は\_\_\_\_\_とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者を置くものとする。
- (4) 取扱担当者は管理責任者が指定した者とする。

### 4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり（配置図には、防犯カメラの設置場所、撮影方向を表示）。

- (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」等と記載した表示板を掲示する。表示板には、**行政区名**を記載するものとする。

### 5 画像の管理

- (1) 保存期間

保存期間は7日間以上とする。

- (2) 画像の不必要的複製等の禁止

記録された画像の不必要的複製や加工を行わないものとする。

- (3) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録するものとする。

### 6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護するため必要があると認められる場合
- (3) 捜査機関からの犯罪等の搜査のために情報提供を求められた場合
  - ※画像の提供を行うときは、要請者から身分証明書等の提示を求め、身元確認を行うとともに、画像提供の必要性を検討するものとする。
  - ※画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

#### 7 秘密の保持

管理責任者等は、街頭防犯カメラによる記録画像はもとより、画像から知り得た情報を漏えいしたり、設置目的を逸脱して使用しないものとする。

#### 8 保守点検等

管理責任者等は、街頭防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの定期的な保守点検を行うものとする。

#### 9 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、街頭防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

#### 10 茨城県警察本部作成の『街頭防犯カメラで安全なまちづくり（自治会・町内会等の団体向け設置手順）』を遵守すること。

### 附 則

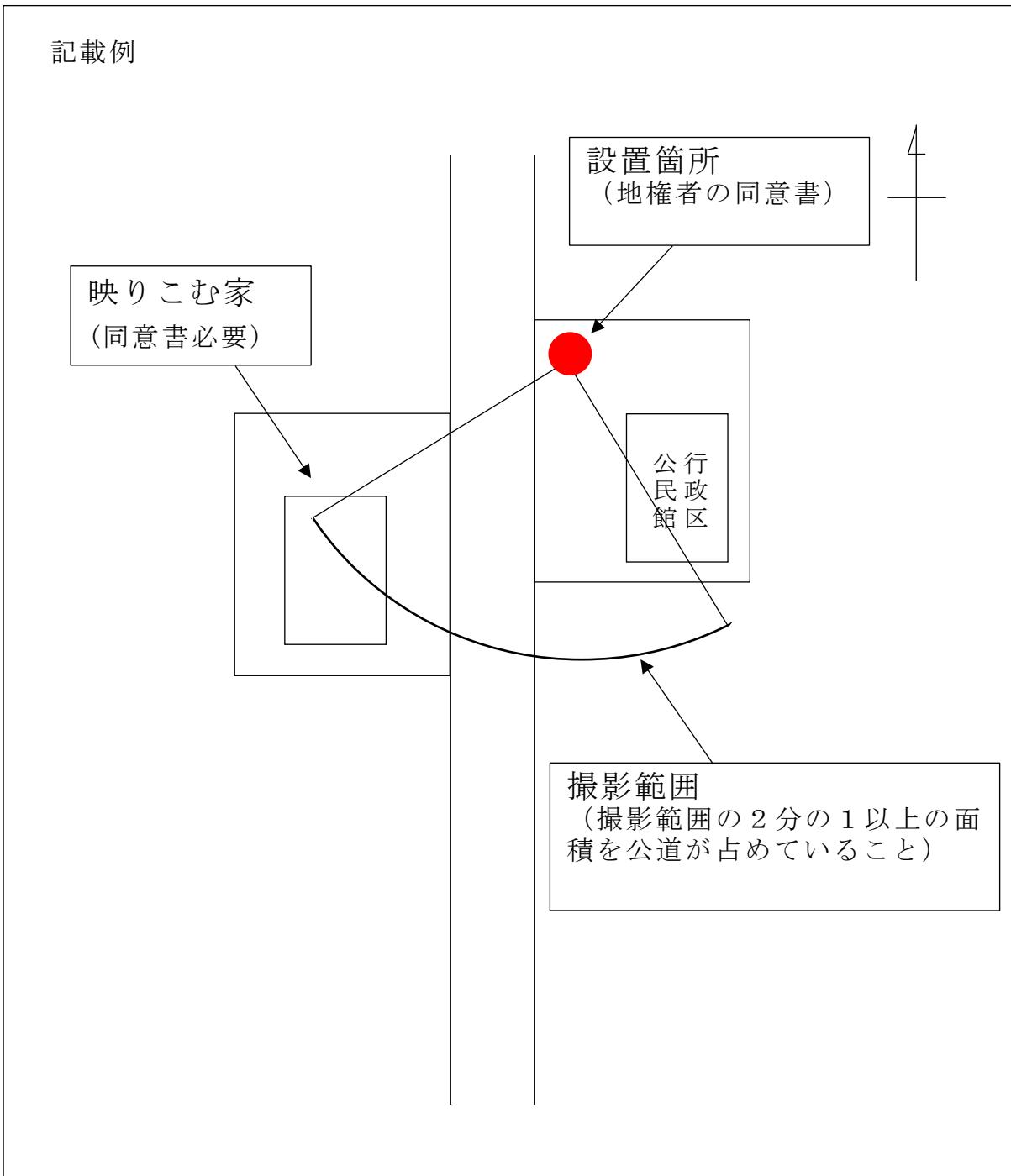
この規定は、令和　　年　　月　　日から施行する。

防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を示した図面等

1 防犯カメラを設置する個所

潮来市

2 図面等



## 議事録

- 1 開催日時 年 月 日
- 2 開催場所
- 3 出席者総数
- 4 議決事項 潮来市防犯カメラ設置事業補助金交付制度による防犯カメラの設置につき、可決承認  
(1) 防犯カメラを設置する箇所  
潮来市

この議事録は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

行政区の名称

代表者 住 所  
氏 名